

亀山市告示第114号

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

亀山市長 櫻井 義之

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により大きな影響を受けている市内の中小企業その他の法人（以下「中小法人等」という。）に対して、事業全般に広く使える給付金を交付することにより、事業の継続を下支えすることを目的とする。

(給付金の名称)

第2条 この告示により交付する給付金は、中小法人等向け亀山版持続化給付金（以下「給付金」という。）という。

(給付金の交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小法人等及びこれらに準ずる中小法人等として市長が特に認めるものとする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 令和2年4月1日時点において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業の要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は第2条に規定する中小企業の要件を満たす法人であること。
- (3) 令和元年以前から特定の事業による継続した事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第

31号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。)別表一の売上金額の欄に記載されるものと同様とする。以下同じ。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

- (4) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月が存在すること。この場合において、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間における前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月のうちで申請者が任意に選択した月を対象月とするものとし、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から交付される給付金等の現金給付を除いて算出することができる。
- (5) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額が、30万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を交付しない。

- (1) 法人税法別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が給付金の交付対象者として適切でないとする者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、30万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 申請者は令和3年1月15日までに、中小法人等向け亀山版持続化給付金交付申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に際し、次に掲げる書類（以下「証拠書類等」という。）を市長に提出するものとする。

（1）対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え

（2）対象月の月間事業収入が分かる書類

（3）振込先口座（法人名義又は法人の代表者名義の口座に限る。）の通帳の写し

（4）誓約書

（5）その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の確定申告書別表一の控えは、收受日付印の押印があるものに限る。ただし、e-Taxにより申告した場合は、これらに代え、当該確定申告書別表一の控えに受信通知を添付するものとする。

4 第2項第2号の対象月の月間事業収入が分かる書類は、売上台帳、帳面その他の令和2年度分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。

5 第2項第3号の通帳の写しは、第7条ただし書の規定により、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合においては不要とする

（給付金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該申請者に対し、給付金を交付する。

（給付金の交付）

第7条 給付金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

ただし、市長が口座振替の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた

者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により給付金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、市長が交付対象者として適当でないと認めたとき。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類等の特例等)

第11条 第5条第2項第1号に掲げる書類については、同条第1項の規定による申請の日がその日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限（申告期限が延長されている場合にあっては、延長された申告期限）内であり、かつ、当該確定申告を完了していないときは対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で、その他相当の事由により提出できないものと市長が認めるときは対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって税理士による押印及び署名がなされたもので、代替することができる。

2 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）については、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

亀山市長 様

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

⑩

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付申請書

中小法人等向け亀山版持続化給付金交付要綱第5条の規定により、給付金の交付を申請します。

1 基本情報

法人番号	
法人名	
所在地	〒 亀山市
決算月	月
設立年月日	年 月 日
業種	大分類（ ）中分類（ ）
資本金の額又は 出資の総額	円
常時使用する 従業員数	人
代表者役職	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者電話番号	
対象月	年 月
前の事業年度の 事業収入	円
対象月の 月間事業収入	円
対象月の 前の事業年度の 同月の事業収入	円
前年同月比 事業収入減少率	%

2 支給金の振込口座

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義 (フリガナ)		
口座名義		

3 添付書類

- (1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
- (2) 対象月の月間事業収入が分かる書類
- (3) 振込先口座（法人名義又は法人の代表者名義の口座に限る。）の通帳の写し
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類